

# 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項及び千曲市監査委員条例（平成 15 年千曲市条例第 12 号）第 8 条の規定により、令和 7 年度千曲市定期監査の結果に関する報告を別添のとおり公表します。

令和 8 年 2 月 18 日

千曲市監査委員 春 日 良 太

千曲市監査委員 柳 澤 眞由美

令和7年度

千曲市定期監査報告書

令和8年2月18日

千曲市監査委員



# 令和7年度 千曲市定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の実施

令和7年4月1日から令和7年10月31日までの一般会計、特別会計、公営企業会計の執行状況を基本に、千曲市の行政委員会を含む全部局（以下、「全部局」という。）に対し、地方自治法第199条第1項（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理）及び地方自治法第199条第2項（事務の執行）の規定による監査を実施しました。

### 2 監査の対象

- (1) 令和7年度施政方針及び当初予算の概要に掲げられた事業の他、新規事業及びその他主要事業に係る進捗状況、補助金等の交付状況、工事請負費の執行状況等
- (2) 全部局から抽出した出勤簿、休暇欠勤整理簿、旅行命令簿、超過勤務命令簿、特殊勤務整理簿及び週休日等の振替整理簿（以下、「帳票類」という。）に係る事務処理
- (3) 各課が所管する協議会・各種団体に係る準公金の管理体制及び事業内容（今年度の監査テーマとして実施）
- (4) 現地機関における収入支出、財産管理等の事務処理（実地監査として、今年度は上山田小学校、戸倉上山田中学校、屋代保育園、あんずの里保育園、屋代公民館の5施設について実施）

### 3 監査の実施日

令和8年1月8日から令和8年1月30日まで

### 4 実施した監査手続

上記2の(1)、(3)及び(4)に掲げる事項等については、提出資料等に基づき、関係職員から説明を聴取する方法で監査を実施しました。

また、上記2の(2)については、事務局において帳票類を確認して監査を実施しました。

## 第2 監査の結果

監査の結果、一般会計、特別会計及び公営企業会計の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びにその他事務の執行については、関係法令、千曲市財務規則等に準拠し、概ね適正に執行又は管理されているものと認められました。なお、後述する監査意見の他改善や検討が必要な事項については口頭にて

その実施を求めました。また、今回実地監査した5施設のうち学校については児童生徒の旅行積立など多額の準公金を扱っていることから、より厳格な事務処理をお願いしました。

抽出により事前に提出を求め、監査を行った帳票類の記帳並びに整理状況については、一部に未記入、押印漏れ等の不備が見受けられたため是正を求めました。

### 第3 監査委員の意見

#### 【共通事項】

#### 1. 公共施設等総合管理計画の推進（継続事項）

公共施設等総合管理計画の推進は、将来の財政状況を踏まえた持続可能な市民サービスの維持・発展を図るうえで極めて重要な取り組みです。各課ではこれを踏まえて、所管する各施設に係る個別施設計画を策定し、総合管理計画における当面の中期目標である令和12年度(2030年度)までの3%削減(平成26年度(2014年度)比)に向け尽力されていることと思います。

特に維持管理に多額の経費を要する文化施設や入浴施設などは、今後の方向性について検討を始めているようですが、公共施設の統廃合は地元との調整をはじめ長期間の検討を要する案件であることから、今後の具体的な方向性を早期に示し地域住民と協議を進めながら合意形成を図ることが肝要です。

なお、一部集会施設については譲渡に向けた地元協議が進展しているほか、学校給食センターでは施設統合した場合の課題等を今年度中に整理し、次年度以降は保護者を含めた検討の場を設け施設のあり方について検討を始める予定であること、また学校プールのあり方についても、次年度から一部の学校を対象に施設を共用する形でのプール授業を試行する計画であるとの報告を受けており、これらの取り組みについては評価します。

公共施設を適切にマネジメントしていくことは、持続可能な財政運営を可能にするために大変重要です。計画の達成に向け今後とも着実な取り組みに期待します。

#### 2. 「マネジメント戦略会議」の推進について（新規事項）

行政マネジメント推進事業では、「マネジメント戦略会議」において、重点施策及びその他の主な事業、各課で抱える重要事業、事業見直しについて確実に進めていくため、事前に調書を作成し理事者とヒアリングを行っていることは、評価できる点だと考えます。

一方で事業の進捗管理について、業務上の課題や解決策などの検討が行われていたかという課題もあります。例えば、屋代小学校旧本館整備事業に見られるような問題が発生しないよう、所管内では常に情報の共有と事業の進捗管理を行うことを徹底し、重要な事業については、「マネジメント戦略会議」の場において進捗状況の確認をするなどの必要があると考えます。同会議の重要性を各課、各部署で共通の認識とし、更なる質的な向上を目指してブラッシュアップすることを期待します。

#### 3. 工事の適切な予算計上と執行管理について（継続事項）

かねてより繰越制度の適切な運用については、監査意見で指摘をしてきました。

繰越制度は、財政法における「会計年度独立の原則」の例外措置であり、不経済・非効率な執行を避ける意味で設けられています。

発注後の予期せぬ事情変更や国の補正予算計上時期の制約、季節的な要因などによってやむなく繰越せざるを得ない場合を除き、安易な事業の繰越は厳に慎むよう引き続き適切な予算計上・事業執行をお願いします。

また、計画設計の時点でしっかり見通しを立て、緊急な工事を除き、契約変更等の事務負担を極力生じさせないよう努めてください。

なお、屋代小学校旧本館の耐震改修工事については、昨年度末に実施設計が終了し、令和7年度から令和8年度の2年間で1億9千万円が投じられる予定でしたが、工賃や材料費の高騰などもあり当初の見込み額に工事費を調整することが困難となり、更には改修工事に伴う建築確認除外の手続きに時間を要することが判明したことから、予算全てを一旦減額し事業全体を延期することになりました。予算は組織内での意思決定を経て議会での議決により成立しています。この点からも今回の事態は大きな課題を残し、十分な検証が必要です。予算計上時の十分な検討と進捗管理における情報共有の徹底、更には事業量に応じた人的な配置などに留意し、今後このような事態を生じさせないよう取り組みをお願いします。

#### 4. 債権の徴収管理について（継続事項）

公債権の中心である市税の徴収率は安定して高い状態が続いていますが、現状では、昨年度から若干の減少傾向が見られます。滞納整理が進む一方で徴収困難な案件の比重が高まっていることや、国保税ではマイナ保険証の導入により短期保険証が廃止され、納税を促す接触機会が喪失したことなど様々な要因が考えられるとのことですが、「税負担の公平性・公正性」の確保に向け、市全体で引き続き適正な債権管理に取り組む必要があります。

また、担当課が個別に取り組んでいる学校給食費や水道料金、同和対策住宅新築資金等貸付金、住宅使用料等の私債権の滞納繰越分の徴収については、担当課の取り組みにばらつきが見られます。担当課独自での債権回収には困難な面もありますので、債権管理課を中心に徴収事務を効率的に行える体制の研究を進めてください。

なお、マイナ保険証の導入に伴う国保税の滞納増加傾向については、制度的な課題でもあるため国や県に対応策を要望するようお願いします。

#### 5. マイナンバーカードの有効活用について（継続事項）

千曲市のマイナンバーカード普及率は県内19市の中でも最上位に位置し、担当部署におけるこれまでの取り組みの成果の表れと評価します。交付予約システムの運用や窓口時間の延長を通じて今後とも普及促進に努めてください。

税務課の定額減税の調整給付金支給事業では、マイナポータルの公金受取口座情報を活用し事務量が6割減少したとの報告がありました。マイナンバーカード

システムを活用することで給付事務に係る事務量の大幅な削減が期待されます。

昨今の物価高騰により個人向けあるいは世帯向けの給付金事業が今後とも見込まれるほか、国においては「給付付き税額控除制度」の検討も話題になっています。マイナンバーカードの普及に併せ公金受取口座登録の促進にも市として取り組み、事務負担軽減と効率的な市民サービスの提供につながるよう検討を進めてください。

## 6. 所管団体の通帳管理と事務の見直しについて（新規事項）

今回、準公金の取扱いに着目し、各課が所管する協議会等の団体（以下「団体」という。）の通帳等の管理体制、職員の事務負担等の状況を監査しました（48団体）。準公金であっても、公金と同様の管理が必要であり盗難等が発生した場合には市行政全体への信用失墜につながりかねません。

通帳の管理方法、通帳出納検査は各課によって差異がみられました。次の通り統一した管理方法とするようお願いします。

- (1) 通帳管理者は所属長とすること
- (2) 保管は鍵のかかる書棚等とし、鍵は所属長が保管すること
- (3) 残高確認は原則月に1回行い、必ず記録を残すこと

また、市が主導し団体を設立した場合や市が団体の構成員である場合など市が事務局として運営に関与することはやむを得ないと思われませんが、主として会員相互の親睦を目的とする団体である場合や会員数が極めて少数で限定的な場合には、団体への事務局の移管や団体そのものの廃止を検討する必要があります。

また、団体の存在意義が認められるものの、予算規模が極めて少額となっており、会計を持つ必要があるか検討を要するケースもありました。

団体の事務局は、事業の企画運営、会員への連絡調整、準公金の管理など多岐にわたり従事する市職員の業務負担も多いと思われれます。行政サービスが増加する一方でそれを担う職員の人手不足が顕著ですので、こうした観点からも職員の業務負担の軽減に向けて積極的な見直しをお願いします。

## 【個別事項】

### 1. 公共交通運行事業（継続事項）

[総合政策課]

デマンド型乗合タクシー事業では、「稲荷山・八幡地域」、「更級地域」、「上山田地域」の3つのエリアにおいて、令和5年9月から令和8年4月まで実証運行が継続中でありましたが、今後、本格運行に移行するとのことです。

この間、東部エリアを除き利用者数は昨年同期に比べ微増傾向ですが、1便当たりの利用者数は1.1～1.2人程度と乗合は進まず、一人一回当たりの運行経費は3千円以上かかっています。運行経費のほとんどを市負担金で賄う仕組みであるため、現在の事業状況は東部エリアも含め、持続可能性の観点から課題が多いと言わざるを得ません。詳細な分析を行い、運行時間の再考や効率的な運行形態を検討してください。

循環バスについても、増便や停留所の増設などにより前年同期比で利用者数は増加していますが、運行経費も燃料費の高騰等の影響により右肩上がりで、持続可能性の点で課題があります。

運行経費の市費負担分については特別交付税による補填がありますが、将来的にも持続可能な公共交通システムの構築を目指して、利用者の増加策を講じることとはもちろん、受益者負担の原則の観点から、割引料金の見直しも積極的に検討してください。

なお、中学校部活動の地域移行(展開)に伴い移動手段の確保が大きな課題と伺っています。交通事業者の理解も得ながら限りある交通資源を最大限活用できるよう検討をお願いします。

### 2. シェアサイクル事業（継続事項）

[観光課]

シェアサイクル事業は、3年間の社会実験を終え、市の単独事業として2年目を迎え、利用者数も前年比で2割ほどの増加となりましたが、運営委託費を利用回数で割り返すと1回あたり5,000円弱の経費がかかっており、利用者数を大幅に伸ばしていく必要があります。シェアサイクルはその目的として、「観光地域資源への移動手段の確保」や「しなの鉄道沿線地域の回遊性の向上」、「持続可能な脱炭素社会づくり等」と複数掲げられていますが、まずは観光利用に重点を置き観光客が利用しやすいよう利用方法の周知や最適なポート位置を検討するとともに、サイクリングマップなどの作成を通じて姨捨の棚田や松田邸、重要伝統的建造物群保存地区である稲荷山地区等の観光資源を線で結ぶ移動手段として活用するなど取り組みを進めてください。

### 3. 姨捨の棚田について（継続事項）

[観光課、農林課、歴史文化財センター]

姨捨の棚田は、国の名勝指定、国の重要文化的景観選定等に加え、令和2年に「月見」をテーマとする日本遺産の構成文化財の一つとして認定されました。今日まで、日本遺産センターを中心に千曲市内外へ積極的なPR事業を行っており評価します。

一方で、当該棚田は様々な側面と価値を持つため、関係部署が多岐にわたり、十分な連携が取れているとは言い難いのが現状です。特に農業者の高齢化により今後の維持・保全是大きな曲がり角を迎えていることから早急な対応策が求められます。今年度は棚田保全推進会議で現状の課題を整理し、来年度、農林課を中心にプロジェクトチームを立ち上げ、棚田の維持・保全・活用策について検討を進めるとの説明がありました。早期に方向性がまとまることを期待します。

先人から引き継いだ地域の宝であり誇りでもある文化・歴史・観光資源を積極的に活用し、千曲市の魅力向上に繋げてください。

#### 4. 文化財の活用について（継続事項）

[歴史文化財センター]

武水別神社神官松田邸については、今年度はNHK大河ドラマの放映に着想を得た企画展をはじめ多くの事業を手掛け、観覧者が増加しており評価します。

また、稻荷山の重要伝統的建造物群保存地区についても、今年度末で修理事業が延べ18棟にのぼり、拠点施設の位置づけで「鍵の手」の整備も検討されています。

これらの文化財施設は改修・保全に多額の経費を要することから、地域の歴史・文化の継承に留まらず、市内外からの観光誘客にも効果的に活用することで、その価値が一層発揮できると考えます。文化財所管課が観光部門に包含された組織改編の趣旨を十分に生かし文化財の積極的な活用にも努めてください。

#### 5. 放課後におけるこどもの居場所づくり・学習支援について（継続事項）

[生涯学習課]

更級小学校の児童を対象に実施されている「放課後こども教室」については、児童館・児童クラブとの事業重複があるのではないかと、また学習支援を目的に実施されている八幡地区の「八幡っ子教室」、上山田地区の「上山田こども未来塾」については、教育サービスとしての機会均等の面から問題があるのではないかなど、そのあり方を検討されるようこれまでも監査意見として申し上げてきました。

これらの事業の意義は十分に認める場所ですが、一方で上述した課題の他、スタッフや講師の確保に苦慮している実態もあります。

市が目指している地域と学校の連携・協働体制の構築の中で、放課後支援は柱の一つとして位置づけられています。国や県の考え方との整理も行いながら、強化すべき事業と縮小すべき事業を見極めていただくようお願いいたします。